



発行: 阿南市議会 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町 12番地 3 TEL 0884-22-3399 FAX 0884-22-9225 E-mail gikai@anan.i-tokushima.jp

6月定例会の概要

ました。 改正議案10件、補正予算議案4件、人 件、条例の制定議案1件、条例の一部 の18日間の会期で開きました。 議員提出議案5件、請願3件を審議し 事議案4件の計26件の市長提出議案と 今議会では、専決処分の承認議案フ 6月定例会は6月2日から19日まで

議決のとおり決定することとなりまし 正する条例の再議については、さきの はいずれも原案のとおり可決、議第1 議員提出議案は議第2号から議第5号 原案のとおり承認、可決、同意とし、 その結果、 阿南市特別職指定条例の一部を改 市長提出議案はいずれも

2号は採択と 号及び請願第 ては12%をご 号は不採択と 決定しました。 し、請願第3 、議決した議案 覧につい 請願第1 請願 0

6月定例会のようす

は、

また、

19日(金

6月定例会日程 (会期18日間)

2日(火) 開会 議席の変更、会議録署名議

員の指名、会期の決定、阿 採決、議案の上程 す理由の説明、質疑、 を改正する条例の再議に付 南市特別職指定条例の一部

10日(水) 9日(火) 般質問 般質問

11日(木 般質問

の説明、質疑、委員会付託、 議員提出議案の提案理由の 長提出追加議案の提案理由 説明、質疑、 議案質疑、委員会付託、 委員会付託 市

17日(水) 16日(火) 総務委員会 文教厚生委員会

閉会

15日(月

産業経済委員会

12日(金

建設委員会

議案の提案理由の説明、質 討論、 充員の選挙、 選挙管理委員会委員及び補 採決、議員提出議案の採決、 事議案の提案理由の説明、 各常任委員長報告、質疑、 質 疑、 委員会付託、 採決、市長提出追加 討論、 閉会中の継続 委員長報 採決、人

永年勤続表彰

全国市議会議長会から 20年以上特別表彰 良

15年以上 佐々木 崎 般表彰 志滿子 雅 議 議員

毅 議員

10年以上 般表彰

4 飯 Ш⊞ 正 忠 議員 議員

○四国市議会議長会から

24年以上特別表彰 谷 みどり

20年以上特別表彰 議員

Ш 崎 雅 良 議員 議員

16年以上特別表彰 佐々木 進 志滿子 議員 議員

同意した人事議案

雅

守

(60分)

公平委員会委員

固定資産評価審査委員会委員 中岩 雅 勝 清 (福井町) (徳島市) (横見町

固定資産評価員 雅 (日開野町

補充員の選挙の結果選挙管理委員会委員及び

選挙管理委員会委員

岡諏里 岸 見 本 光 敏 弘 幸 夫 男 (橘町) (深瀬町) (那賀川町 (那賀川町

選挙管理委 員会委員補充員 (見能林町

越久村 樋 司 (上中町) (見能林町 (福井町)

般質問を行った議員

代表質問 (75分) 美樹夫 みどり 勝 彦 **4**人 (阿南至誠会) (新生阿南) (市民クラブ) (経政会)

志滿子 啓忠好美 志江保勇史弘毅

り決定しています。 質問は輪番制で、個人質問は抽選によ な会議における質問の順序は、代表

2

回臨時会の 概要

長の補助機関となる職は、市長が任意

7月2日の1日間の会期で臨時会を

関する条例に対して、地方自治法第 異議を唱え、再議に付されました。 176条第1項の規定に基づき市長が た議第2号(阿南市政策監の設置等に 臨時会では、6月定例会で可決され

が得られず否決(廃案)となりました。 が必要でした。) 決(出席議員の3分の2以上の同意) (出席議員は26名で、 審議の結果、賛成16で、特別多数議 18名以上の同意

、議決結果は12%-をご覧ください。)

1回臨時会日程 (会期1日間

2日(木) 開会

条例の再議に付す理由の説 会議録署名議員の指名、 市政策監の設置等に関する 期の決定、 質疑、 議第2号 討論、 阿南 会

阿南市政策監の設

理由その①

ある場合は別として、基本的には、 副市長のように、法令で職の定めが 市

理由その③

この条例では、

政策監の職務権限に

ます。 案権)は市長に専属するものと解釈す とする場合には、当然、その提案権 できる職・政策監を、条例で定めよう 市長に専属するとされていることか されていますが、その提案権は、依然、 部設置条例で定めなければならないと 位の内部組織である「部」については、 定めてよい職ということとなります。 ない政策監という職は、市長が任意で で定めることができると解されており また、地方自治法は、市長の直近下 本来、市長が任意で定めることが すなわち、法令で特別の定めの

理由その

べきであると考えます。

(発

すことになります。

裁権限を含め、

となっております。

いるものではないと解されます。 を得て任命する地方公務員を想定して ているのであって、条例で議会の同意 意を得る必要がある地方公務員を指し 令で、その選任・任命につき議会の同 教育長、教育委員、監査委員など、法 の同意によることを必要とする職」は、 ますが、同号の「就任について、議会 第3項第1号との見解が示されており 置根拠について、地方公務員法第3条 れております。当該条例による職の設 いて制限列挙され、その範囲が限定さ 特別職は、 地方公務員法の規定にお

第1回臨時会のようす

条例が可決・成立・施行されれば、 市長の職務と、職務を代理する権限を ついて、「市長を補佐し、 下関係がはっきりしない矛盾した規定 除き、明らかに重なっており、職の上 この規定は、地方自治法に規定する副 監督させるため」と定めておりますが、 補助機関である職員の担任する事務を 受け政策及び企画をつかさどり、その 事務執行上、 したがって、この 市長の命を 混乱を来

-般再議」と 「特別再議」 があります。 再議とは… 再議には「一

般再議

議会で行った議決に対して異議があるときに市長が議会に審議のやり直しを求めることです。 「阿南市政策監の設置等に関する条例」について、市長は一般再議に付しました。この場合、さ きの議決のとおり決定するには出席議員(議長含)の3分の2以上の同意が必要です。

特別再議

議会で行った議決が議会の権限を超え、又は法令等に違反すると認められるときに市長が議 会に審議のやり直しを求めることです。**「阿南市特別職指定条例の一部を改正する条例」**につい て、市長は特別再議に付しました。この場合、さきの議決のとおり決定するには出席議員の過 半数の同意が必要です。

般質問ダイジェ

市長の政治姿勢

像についての理念は。 新しい生活様式と市役所

しい生活様式と市役所像

は、 阿南市政を担う若手職員に を長期間にわたってマネジメ むことにより、自治体職員と 問題として課題解決に取り組 制で臨むこととした。将来の サポートするという新しい体 プロジェクトチームとして位 組織する「働き方改革検討 たちが練り上げた改革プラン なものにするとともに、 的に関心を持ち、みずからの チーム」である。市長直轄の する取り組みをスタートさせ しての知識や経験をより豊か 課長補佐級以下の職員で その中心的役割を担うの 市の経営的課題にも積極 新しい阿南市役所を構築 本年4月、未来志向での 若手に任せて組織が

> と期待している。 効性の高い取り組みにできる

げて取り組んでいきたい。 る市役所を目指し、 り、新しい日常に適応した優 など、市民の皆様のために高 民サービスの向上に取り組む 活用して、行政の効率化や市 なっている。ICT技術等を いくことは、喫緊の課題と 政手続のあり方が問われてお いパフォーマンスを発揮でき しい市民サービスを提供して また、昨今のコロナ禍で行 全庁を挙



6月定例会で所信表明する表原市長

対策 地方創生臨時交付金

ような事業が対象となるのか。 Q 付金の総額は。また、どの 国からのコロナ関係の交

となっている。 分を除いた1億6174万円 予算計上額は今後の対応予定 円であるが、6月補正までの 付限度額は、 方創生臨時交付金の第1次交 ナウイルス感染症対応地 本市に示された新型コロ 1億8597万

のであれば原則対象となる。 る。このことから、用地取得 に応じて必要な事業を実施で 币の実情に合わせて必要なも 除かれるが、4月1日以降に 費や貸付金などの一部経費は きるよう創設されたものであ 束後においても、 活の支援に加え、 拡大防止、 急経済対策の中で、感染症の 感染症対応の事業として、 実施する新型コロナウイルス この臨時交付金は、国の緊 地域経済、住民生 感染症の収 地域の実情

新型コロナウイルス感染症 特別定額給付金

目治体があるが、本市の対応は がいる世帯に給付を行う 給付対象外となる新生児

を受けた市民の皆様に支援の 策は、国、県の支援策を見き 識している。こうした方々に 手が届くよう、さまざまな施 わめながら、コロナ禍の影響 対する今後の本市独自の支援 ない市民の方がいることは認 まだまだ支援の手が届いてい 水産業に従事される方など、 とになった御家庭や農林 新しく子どもを授かるこ

コロナ収束後の移住促進

策を検討していく。

移住促進を今後どのように進 めていくのか。 とが予想されるが、収束後の の移住・定住がふえるこ 感染発生率の低い地方へ

応するために、ウェブ会議シ ステムを活用したオンライン 移住者誘致にいち早く対 アフターコロナにおける

ントしていくことで、より実

回のペースで開催する。 治体に先駆け、6月から月2 移住相談サービスを県内各自

り、当プロジェクトのさらな P振興協会などと連携を図 き、総務省のモデル事業に採 ジェクトは、今年度も引き続 る推進に努めていく。 企業や移住支援団体阿南SU 択されていることから、民間 いる阿南SUPタウンプロ につなげるためスタートして また、昨年度から移住促進

はあるが、危機は変革の好機 を積極的に発信をし、 つなげていきたい。 と捉え、阿南市の強みや魅力 全国的に大変厳しい状況に 移住に



ウェブ会議システムを活用したオンライン移住相談のようす

避難所の感染防止対策

てはどうか。 宮等のガイドラインを発信し 避難所での感染防止対策 は。また、分散避難所設

用し、出入り口での消毒液の て運営に当たることとしてい とフェイスシールドを着用し するよう定めている。 の設営を進め、ゾーニングを の間隔をとった入居スペース る。また、使い捨て手袋を使 徹底を行い、 まった段階で、 難所を開設する可能性が高 ある。本マニュアルでは、 た説明会を実施したところで アルを作成し、 に当たる担当職員を対象とし る感染症対策基準マニュ 本市では、 各世帯間で2メートル 職員は、 掃除や消毒の 避難所の運営 避難所におけ マスク

ずは公民館等の公共施設を開 がある。このことから、 設するが、3密を避ける必要 避難所として開設するが、 者を収容できなくなった場合 府と消防庁より、 避難所を開設する場合、 近傍の小中学校等を振替 「知って ま

> 知っておくべき5つのポイント 遊覧とは「難」を「謝」けること。 安全な場所にいる人まで避難場所に行く 必要はありません。 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な根據・知人宅に避難することも考えてみましょう。 マスク・消毒液・体温計が不足しています できるだけ自ら携行して下さい。 市町村が指定する避難場所、避難所が 変更・増設されている可能性があります。 災害時には市町村ホームページ等で確認 薬薬時の屋外の移動は車も含め危険です。 Pのでをえず車中泊をする場合は、後水しない

である。 ページに掲載しているところ 示されており、 おくべき5つのポイント」 市のホー が

熱中症対策 学校での感染予 防と

症対策は。 Q ウイルス感染予防と熱中 小中学校での新型コロナ

り組んでいる。 がら、教職員一丸となって取 や児童・生徒の発達段階に応 の対策、各教科等の教育活動 じてさまざまな工夫を重ねな 指導等について、学校の実態 における感染防止に対応した 染防止対策や3密防止のため A 手洗いやせきエチケット の励行など、 熱中症対策と 基本的な感

> 依頼などを の規則正し 分・塩分補 の設定や水 な休憩時間 行っている。 者への協力 いての保護 い生活につ て、 家庭で 適切

> > の自然体験活動など、さまざ ごす時間がふえ、子どもたち

染拡大により、

自宅で過

新型コロナウイルスの感

トはできないもの

まな体験機会が失われてい

ていく。 がら、それぞれの予防に努め 中症対策のバランスをとりな 5分間程度の換気を行うこと えば運動時や登下校時には、 同時に進める必要もあり、 としており、感染症対策と埶 み時間と授業中に1回ずつ、 また、エアコン使用時は、休 からが状況に応じて適切に対 るとともに、 心できるよう指導している。 で、マスクを外すよう指示す 〒分人との距離を確保した上 感染症対策と熱中症対策を 児童・生徒みず 例

ターコロナの取り組み 子どもたちへのアフ している。本市独自のサポー で体を動かす機会が減少 子どもたちが野外や集団

令和元年 11 月 1 日に供用開始した 「うみてらす北の脇」

マリンスポーツ体験会のようす(北の脇海岸)

験などを実施する予定であ 防災対策 む体験活動などを実施する予 物づくり体験、海塩づくり体 する予定である。また、海洋 体験を中心とした活動を実施 定である。 ズンでは、海の環境学習、干 レクリエーションのオフシー パドルボード) 年間を通じての海に親し やカヌー

那賀川 河川の堤防整備

海洋レクリエーション体験と

して、SUP

(スタンド・アッ

北の脇では、7月から10月に に供用開始した、うみてらす の取り組みとして、

本市では、

自然体験活動 昨年11月

な整備を行っているのか。 強化策についてどのよう 決壊を防ぐため、 堤防の

県が事業を推進している。ま ている楠根町、吉井町地区で、 樹木の伐採や河道掘削を実施 ているが、流下能力が不足し いただいた。 おいても築堤事業に着手して 今年度末の完成を目指し、国 今年度より十八女地区に 地区において築堤工事を 無堤部対策として、 堤防は整備され

遮水シートを設置したり、 成16年度より、堤防の川側に 堤防の浸透対策として、 平

中である。

ており、今年度は、上中町中 防の断面を拡大して浸透しに 対策を実施している。 原、羽ノ浦町岩脇地区で漏水 くくするなどの工事を実施し

側の堤防のり面にブロックを 引き延ばす対策として、民地 防決壊までの時間を少しでも 発生した場合においても、 より、那賀川からの越水等が で実施予定である。 今年度から羽ノ浦町古庄など 防侵食の防護に必要な対策を 堰下流における河道掘削や堤 また、大雨等による洪水に 堤防の侵食対策では、 北岸 堤

設置するなどの堤防のり尻補 区などで実施予定である。 強対策を、今年度から住吉地 今後、本市としても、整備

が順調に進むよう、予算確保



もに事業に協力していく。 に向け要望活動を続けるとと

子育て支援

子どもの遊び場

モールなどを活用しては。 遊び場として、ショッピング Q を遊ばせられる屋内の 保護者が安心して子ども

修し、民間事業者によるカ が自由に伸び伸びと気軽に交 用して進められている。この の整備が、国の補助事業を活 でき、かつ地域社会で将来を 者もカフェでリフレッシュが をコンセプトとし、 世帯を支え合える開かれた場 施設は、子どもたちと保護者 フェと子育て支援スペースが 足としている。 設として、本年10月に開設予 担う子どもたちを支援する施 育士が子どもを預かるという 流ができ、地域全体で子育て 一体となった子育て支援施設 般的な支援ではなく、保護 富岡町内の空き店舗を改 今年度において、新たに 従来の保

る身近な場所に親子が集い、 今後、他市で実施されて

> 研究していきたい。 援施設の運営についても調査 相談や交流ができる子育て支

ふるさと納税

本市の取り組み

応が望まれていると思うが。 金額となっている。早急な対 附金額で本市が一番低い 昨年度の県内市町村の寄

機会になると捉えている。 として、地域振興を図るよ 全国に発信できる有効な手段 観点以外にも、本市の魅力を 用、充実は、自主財源確保の るさと納税制度のさらなる活 相当の記念品や特産品の送付 附金額に関係なく2000円 にとどめていた。しかし、ふ 税に対する返礼品を、 昨年度まで、ふるさと納

タートさせたところである。 る体験型メニューとしてス 加え、本市の魅力を体感でき 返礼品にSUP体験セットを 取り組んでおり、今年度から るさと納税制度の運用に向け 未来課」において、新たなふ 今年度新設した「ふるさと

> 築し、本年10月からの開始を 目途に取り組んでいく。 のふるさと納税の仕組みを構 に押し出した阿南市ならでは 今後は、 阿南らしさを前面

がるものと考え、富岡配水池

道事業経営の好循環へとつな ものとなっており、本市の水 において優位性が発揮される テンレス製が、維持管理面等

の材質は、ステンレス製での

施工との判断に至った。現在、



ふるさと納税の返礼品に加えられた (スタンド・アップ・パドルボード)

今後の工程として、実施設

着手後おおむ

水道行政

富岡配水池更新工事 Q 現在の進捗状況と今後の

工事の工程は。

事業体での施工割合が高いス 検討を行ったところである。 その結果、近年、全国の水道 開発目標)の観点から、再度 てSDGs(持続可能な富岡配水池の材質につい

ね5年を見込んでいる。 全運用時期は、 足であるが、既存配水池の撤 計により詳細計画を立てる予 な工事に着手したい。 めており、来年度より本格的 実施設計業務の発注準備を進 **云等を含め、新配水池への完**

農業行政

農業用ため池届出制度

るか。 ることになっているが、届け 有者や管理者は県に届け出す 出件数はどのようになってい 昨年フ月に施行された法 律で、農業用ため池の所

づき、県において昨年12月末 理及び保全に関する法律に基 された農業用ため池の管 令和元年7月1日に施行 既存農業用ため池の届

び設備に関する経費並びに学 食の実施に必要な施設及学校給食法では、学校給

☎22−3399

光熱水費の負担

要望していたが、どのような 検討がされたのか。 費を市の負担とするよう 学校給食費に係る光熱水 給食行政

の届け出があ 重点ため池は 域での家屋等 本市では77池 で548池、 本年3月31日 念される防災 これによる 表があった。 に、県のホー ムページで公 沁となっている。 の被災が懸 ため池下流 当の が行われ、 徳島県内 決壊によ 77池のう 受け



防災重点ため池に指定されている犬谷溜(桑野町山ノ神)

9月16日 9月10日 9月18日 9月15日 9月14日 9月11日 9月9日 9月8日 9月1日 お問い合わせください。 詳しくは、 金 禾 丞 丞 义 月 議会事務局まで 委員会 委員会 開会 採決・閉会 一般質問 一般質問

担とするが、事務所の光熱水どの光熱水費相当額を市の負 理に直接関係しない事務所な 外は保護者の負担と定められ 施したいと考えている。 担額を検討し、今年度から実 難であることから、 費を詳細に算出することは困 運営に要する経費のうち、 とを踏まえ、給食センター 水費を市の負担としているこ いているところである。 護者の方々にご負担をいただ 光熱水費を給食費に含め、 校給食の運営に要する経費以 ていることから、 しかし、県内の6市が光熱 本市では、 適切な負 \dot{O}

本会議・委員会は公開しています

議会開会中は、どなたでも傍聴することができます。 傍聴に関する詳しいことは議会事務局までお気軽にお 問合せください。また、阿南市議会ホームページでも確認 することができます。

※新型コロナウイルス感染防止のため、本会議・委員会 の傍聴を極力自粛いただけますようお願いいたします。

会議録の閲覧ができます

定例会での質問や答弁の内容を詳しく知りたい方は、次 の方法で閲覧できます。

- ①製本会議録を閲覧する方法 お近くの「公民館」、市内「図書館」に製本会議録を配 本しています。
- ②インターネットで閲覧する方法 阿南市議会ホームページ→会議録検索を選択すると 閲覧することができます。



議場内の傍聴席



委員会室の傍聴席

本会議はケーブルテレビで生放送しています。

-ブルテレビにより、本会議の開会・一般質問・閉会の模様を生放送しています。 ※放送時間は、午前 10 時から本会議終了まで。チャンネルは 11ch でご覧いただけます。



-トフォン等でもご覧いただけます。



令和元年6月定例会以降の本会議の録画映像の 配信を開始しました。録画映像は阿南市議会のホー ムページもしくは QR コードよりスマートフォン、タ ブレット端末でもご覧いただけます。

議会映像録画配信アドレス

https://anan.media-streaming.jp/



議会映像録画配信

常任委員会での審査

等の内容を報告します。 審査を行いました。以下審査の過程で出された主な質疑・意見 6月定例会において各常任委員会では、付託された議案等の

現場の増破対策として、 川久留米田川が被災し、被災 上大野町別所地区で、準用河 額補正の内容について質疑 算に係る専決処分の関係部分 ◇令和元年度一般会計補正予 币長提出議案1件を審査 河川災害復旧工事費の減 昨年の豪雨により、 応急

ることから、 明があった。 初で予算措置を行ったとの説 を減額補正し、令和2年度当 が困難となることも想定され 令和元年度予算



建設委員会のようす

見送ることとした。本来、

次

期の確保ができないことから ており、3回目の入札は、工 翌年5月の非出水期と限られ

2回とも不調になった。 旧に向け入札を執行したが、 的な仮復旧を行った後、

河川

工事は、

施工時期が11月から

1件を審査 追加議案1件、請願1件、陳情 市 長提出議案3件、市長提出

相当な工事期間を要した事例

令和2年度内の完成

地盤状態が非常に悪く、

流部で災害復旧工事を行った が、過去において当河川の上 年度へ繰り越すところである

> あった。 で実感しているとの説明が を日々の申請受付業務の中 甚大なものであるということ があり、新型コロナウイルス 現時点で500件に迫る申請 30日までを期限としている。 受け付けしており、 日の時点で460件の申請を 現在の申請件数と申請期限に 算に係る専決処分で、 による経済的影響の大きさは ついての質疑があり、6月12 業者事業持続化支援給付金の ◇令和2年度一般会計補正予 本年9月 中小企 ていくような活動につなげて り組んでもらいたい。県だけ 択を求める請願の審査では 例制定を求める意見書」の採 思うので、 でなく、国の問題でもあると 子の安全供給について是非取 全な食の供給のもととなる種 るとの意見、また、安心・安 独自の体制づくりが大事であ 確保を念頭に置いて、生産者 優良な種子の安定供給や品質 ◇「徳島県主要農作物種子条 いければとの意見があった。 にとって有利になるような県

ていきたいとの説明があった。 いとなるよう、 業者への支援策の周知や手続 について質疑があり、 いきたいとの説明があった。 早くお届けできるようにして 500件分の追加で、 ので、積算が非常に難しい。 る質疑があり、あくまで申請 算で、新たに追加補正する中 策について公平公正な取り扱 打ち出された国・県の農林漁 をお受けしての給付となる 金の500件分の積算に関す ◇追加議案の一般会計補正予 支援に加え、本市独自の支援 小企業者事業持続化支援給付 また、第1次産業への支援 制度設計をし 新たに 1 日 生

> ばならないとの意見があった。 た中できちんと対応しなけれ きないという理事者からの説 礎となるという思いでこの趣 解できるものがある。今後、 地譲渡に関する陳情の審査で 沿った那賀川町商工会館の敷 町合併協議会の合併方針に 明もあった。条例で定められ 旨に賛成したいとの意見、ま 地方を支える小さな支えの基 た、条例等から無償譲渡はで ◇阿南市・那賀川町・ 商工会の果した役割は理 行政機関の出先機関とし 羽ノ浦

強く国に働きかけ

市長提出議案15件、 請願1件

的に検討し決めていきたい。 果や操作性、 場の意見も聞きながら学習効 収集を行っているが、学校現 の選定について質疑があり、 デジタル教材の確保、 機種の選定は、 デジタル教材の確保について 算の関係部分で、 ◇令和2年度一般会計補正予 一人1台のタブレット端末の 各ソフトの特徴など情報 価格など総合 市内全小・中 小・中学生

産業経済委員会のようす



文教厚生委員会のようす

のと考えるとの意見があった。 課題や対策も決まっていくも 導入することで、今後の国の 段であり、まずはこの制度を もとに国が打ち出している手 測するが、そのような実情の 非常に厳しいものがあると推

ととしたとの説明があった。 かったiPadを採用するこ 希望調査を実施し、希望の多

これを受けて委員から、タブ レット端末を活用するにあ

学校に、ウインドウズ及び一

審査では、

教員の労働状況は

Pad端末の2種類について

総務委員会

利用しての指導がしっかりで たっては、その操作や教材を

きる人材が大変重要となって

人を育てていくという

議案1件、請願1件、陳情1件 市長提出議案8件、議員提出

制」の導入に反対する請願の ◇「1年単位の変形労働時間 たいとの要望があった。 ことも含めて進めていただき

5名、企業・団体からの申し 説明があった。 出や相談が2件来ているとの の申し込み数は、 付けしている。6月16日まで 等により、寄附申込書を受け 郵送やメール、ファクシミリ ダウンロードしていただき、 市ホームページから申込書を く受け付けができるように、 況について質疑があり、 定では、現時点での寄附の状 感染症対策応援基金条例の制 ◇阿南市新型コロナウイル 個人の方が

的根拠である地方公務員法第 について委員から、 策監の設置等に関する条例」 ◇議員提出議案の 設置の法 阿南市政

> るとの説明があった。 別職として同等、 法の趣旨であり、政策監も特 の同意事項とされていること の規定が置かれている副市長 疑があり、本条例の提案者で るが、これを政策監に適用可 固定資産評価員、 監査委員、公平委員会の委員 3条第3項第1号で、 ら、住民の代表である議会の となり得る。副市長の選任す の同意事項とすることの根拠 定を持たない政策監に、 法令に直接的な明文の根拠規 を考えても、副市長と異なり でさえ、設置の有無も含めて ある委員から、法令上、明文 能とする法的根拠について質 囲は確定していると考えられ 価審査委員会の委員など、節 教育長、教育委員会の委員 必要とする職とは、 おり、適用可能であると考え れ以上のものがあると考えて 条例に委ねられており、議会 コントロールを及ばせるのが もしくはそ 固定資産評 副市長、 同意を 議会

議に該当しないとする理由に を廃止することが、 例を提出し、再可決した条例 止」を再可決したのち、 南市特別職指定条例の一部改 また、再議に付された「阿 一事不再

> 例の根拠法令が、再議によっ 異なることから、 あった。 と理解しているとの説明が て再可決した一部改正案とは 提案者である委員から、本条 ついて質疑があり、 別物である 本条例の

ることから賛成したいとの意 が妥協できる条例になってい 等はすべて賛成しており、対 見があった。 い。本条例についても、 立という立場は取っていな の意見、また、市長提出議案 ことから継続審査にすべきと の審査の申し立て中でもある 指定条例の一部改正」は知事 再可決した、「阿南市特別職 互いに歩み寄るべきであり、 監の設置について対立が続く 小企業の窮状や失業者の急増 といった経済状況の中、 ことを市民は望んでいない。 さらに他の委員からは、 双方 ф

たいとの意見があった。

ウイルス感染症対策に関する める意見書提出の採択につい まで以上に行財政改革を掲 項目を一番にあげて欲しいと を提出する際は、 ての請願の審査では、 ◇地方財政の充実・強化を求 国に頼らない気持ちで市 また、本市は、これ 新型コロナ 意見書

> らないと実感している。 るが、本市全体を見ても、こ 避難場所整備に関する陳情の たいとの意見があった。 政を運営していかなければな を解消していただくという意 はたくさんいると思う。不安 のような不安を持っている方 を感じているということであ 審査では、住民は日々、不安 ◇富岡町地区における災害時 分権の実現のためにも賛成し 本陳情の趣旨には賛成



総務委員会のようす

意見書

6月定例会で可決された意見書の内容は次のとおりです。

地方財政の充実・強化を求める意見書

内閣総理大臣など関係大臣へ送付しました (令和2年6月19日送付)

※紙面の都合により、原文から抜粋した一部を掲載しています。

2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

- ○新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
- ○社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自 治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- ○2020年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
- ○地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方 税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討す る際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営 に支障が生じることがないよう対応を図ること。
- ○依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の 法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

徳島県主要農作物種子条例制定を求める意見書

徳島県知事へ送付しました(令和2年6月19日送付)

主要農作物種子法が、2018年4月1日をもって廃止されたことにより、各県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や地域条件に適合した品種の生産普及などが衰退するのでないかとの不安が広がっている。

ついては、主要農作物種子法のもとで行われてきた主要作物(米、麦、大豆)の公的な種子生産の存続ができ、優良で安全な種子の確保のために原種、原原種の生産と保存、圃場指定、圃場審査、生産物審査を県が責任をもって行い、主要作物の生産を継続できるものとして、主要農作物種子法のもとで行われてきた主要作物の種子生産が今後も円滑にかつ持続的に行われる内容を盛り込んだ主要農作物種子法にかわる施策が必要である。

徳島県では、法廃止後、徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱により、本県における主要 農作物の稲、麦類及び大豆の種子の安定的な生産及び普及を継続されているが、法的拘束力の ない要綱は、当面の間という不安定な措置であり、気候変動に左右される栽培条件において、種 子の安定供給・価格維持、食料安定生産のためには条例制定が不可欠である。

よって、徳島県においては、今後も現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、さらには農業者や消費者の不安を払拭するため、主要農作物種子法にかわる徳島県条例の制定を求める。

議会改革検討会の取り組み



阿南市議会では、平成30年3月23日に第1回議会改革検討会を開催し、 これまで11回にわたって会議を開き、議会改革の推進に向けて活発な議論 を進めてきました。その主な検討結果についてご報告いたします。

質問内容の事前公開(平成30年6月定例会~)

質問議員ごとにまとめた一般質問通告書を市議会ホームページに公開することとしました。

議会中継の録画映像の配信(令和元年7月~)

令和元年6月定例会から本会議の録画映像をインターネット配信することとしました。

政務活動費収支報告書の公開(令和元年8月~)

各会派の政務活動費収支報告書を市議会ホームページに公開することとしました。

議員定数の削減(次の一般選挙から)

議員定数を現行の28人から26人とすることが平成31年3月定例会で可決されました。次の一般選挙(令和3年11月実施予定)から26人になります。

質問時間の見直し(令和元年12月定例会~)

代表質問の時間を90分から75分にすることとしました(個人質問の時間は現行どおりの60分)。

🌞 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策

(令和2年6月定例会~)

本会議や委員会等での議員、理事者、傍聴者のコロナ対策についての方針を決定。感染拡大防止と傍聴者のみなさまの健康を守る観点から傍聴の自粛に関して市議会ホームページに公開しました。

常任委員会の見直し(次の一般選挙後から)

常任委員会を現行の4委員会(総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会、建設委員会)から3委員会(総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会)とすることが令和2年6月定例会で可決されました。次の一般選挙(令和3年11月実施予定)後から3委員会になります。

議会改革検討会の取り組みは、 阿南市議会ホームページでも確認することができます。



6月定例会議決結果一

承認議案			
承認第	1号	阿南市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	(原案承認)
承認第	2号	阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	(原案承認)
承認第	3号	阿南市介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	(原案承認)
承認第	4号	令和元年度阿南市一般会計補正予算(第7号)に係る専決処分の承認について	(原案承認)
承認第	5号	令和2年度阿南市一般会計補正予算(第1号)に係る専決処分の承認について	(原案承認)
承認第	6号	令和2年度阿南市一般会計補正予算(第2号)に係る専決処分の承認について ・	(原案承認)
			(原案承認)
承認第	7号	令和2年度阿南市一般会計補正予算(第3号)に係る専決処分の承認について	(原采承認)
夕周兰安			
条例議案	口举史	阿吉吉が刑プロナウノリスは沙佐社等を採其会を関の制中について	(医安司法)
第 1 9		阿南市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例の制定について	(原案可決)
第 2 号		阿南市税条例の一部改正について	(原案可決)
	号議案	災害による市税の減免に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第 4 号		阿南市の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	(原案可決)
	号議案	阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	(原案可決)
第 6 号		阿南市手数料条例の一部改正について	(原案可決)
第 7 ·	号議案	阿南市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第 8 号	号議案	阿南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第 9 9	号議案	阿南市介護保険条例の一部改正について	(原案可決)
第109	号議案	阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)
第11 9	号議案	阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)
補正予算認	議案		
第125	号議案	令和2年度阿南市一般会計補正予算(第4号)について	(原案可決)
第13 ⁵	号議案	令和2年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	(原案可決)
第14	号議案	令和2年度阿南市一般会計補正予算(第5号)について	(原案可決)
第15 ⁵	号議案	令和2年度阿南市一般会計補正予算(第6号)について	(原案可決)
			(
人事議案			
第16	号議案	公平委員会委員の選任について	(原案同意)
第17 9		固定資産評価審査委員会委員の選任について	(原案同意)
第189		固定資産評価審査委員会委員の選任について	(原案同意)
第19 ⁹		固定資産評価員の選任について	(原案同意)
73.1.3	المحدد ا		
議員提出記	義室		
議第	2号	阿南市政策監の設置等に関する条例	(原案可決)
議第	3号	阿南市議会委員会条例の一部改正について	(原案可決)
			(原案可決)
議第	4号 - 드	徳島県主要農作物種子条例制定を求める意見書	
議第	5号	地方財政の充実・強化を求める意見書	(原案可決)
丰柘			
請願	1 🗆	「体白児子亜曲な物質フタ原地ウナギは2キロギ」の切りたギは2キ豚	/±57 ±07)
請願第	1号	「徳島県主要農作物種子条例制定を求める意見書」の採択を求める請願	(採 択)
請願第	2号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の採択について	(採 択)
請願第	3号	「1年単位の変形労働時間制」の導入に反対する請願	(不採択)
議第	1号	阿南市特別職指定条例の一部を改正する条例の再議について(さきの議決の	とおり決定)

第1回臨時会(令和2年7月2日)議決結果

議第 2号 阿南市政策監の設置等に関する条例の再議について (さきの議決のとおり決定することは否決)

「再議」に付された2つの条例

阿南市特別職指定条例の一部を改正する条例

令和2年3月定例会で可決、市長が再議に付し、6月定例会 で再可決されましたが、市長は知事に対し審査の申し立てを 行っています(地方自治法第176条第5項)。

阿南市政策監の設置等に関する条例

6月定例会で可決、市長が再議に付し、第1回臨時会で否決 され廃案となりました。